

緊急小口資金（特例貸付）のご案内

～令和6年能登半島地震特例～

貸付金額10万円以内

※以下の場合には20万円以内

■世帯員の中に亡くなった方がいるとき

■世帯員に要介護者がいるとき

■世帯員が4人以上の世帯

■重傷者、妊産婦、学齢児童がいる世帯

- 利子 : 無利子
- 据置期間 : 1年以内
- 償還期間 : 2年（24回払い）以内
- 連帯保証人 : 不要

※期日までに償還が完了しない場合、残元金に対して年3%の延滞利子が発生

■ 対象

令和6年能登半島地震により、大阪府内に避難され当座の生活費を要する世帯（1月程度以上居住予定）
※災害救助法の適用となった地域および都道府県知事が指定した地域で被災された世帯

■ 申込み先

避難先の市区町村社会福祉協議会（泉南市に避難されている方は、泉南市社会福祉協議会で受付）

■ 申込みに際して必要な書類等 ※のついている書類は窓口で用意している様式です

1. 借入申込書 ※
2. 生活福祉資金貸付事業に係る同意書 ※
3. 本人確認書類
4. 罹災の証明書類、被災地に住所を有していたことを示すもの（原則、罹災証明書）
5. 預金口座振替依頼書 ※
6. 通帳（キャッシュカード）のコピー
7. 借用書 ※

罹災によりご用意できない場合は窓口でご相談ください。

■ 貸付金の送金

ご指定の金融機関口座への振り込み（貸付決定後、随時送金）

※原則、申込された方の名義に限る

※送金を受けるための金融機関口座が使用できない状況の方はご相談ください

■ 貸付後の手続き

住所や電話番号等が変わる場合には必ずご連絡ください

■ 償還について

引落による金融機関口座からの毎月償還

※引落口座の設定ができない場合は、指定の払込票による振込み

〔ご返済金額〕

10万円の場合 1回目～23回目 ⇒4,160円
最終回（24回目）⇒4,320円

20万円の場合 1回目～23回目 ⇒8,330円
最終回（24回目）⇒8,410円

■ 貸付できない世帯

- 生活保護受給中の世帯
- この特例による緊急小口資金をすでに他府県で借りている世帯
- 借入申込書、申立書の記載内容が事実と異なる場合
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員が属する世帯

審査により貸付を行わないことがあります。また、虚偽の申請や不正な手段により貸付を受けた場合、貸し付けた資金を即時に返済していただきます。

社会福祉法人 泉南市社会福祉協議会

〒590-0521 泉南市樽井1-8-47 Tel 072-482-1027